駅東工場跡地管理運営体制等検討支援業務委託

公募型プロポーザル審査委員会設置要領

　この要領は、駅東工場跡地管理運営体制等検討支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

第１　組織

　　⑴　審査委員会は、別表に掲げる委員を持って構成する。

　　⑵　審査委員会に委員長を置き、一関市副市長をもって充てる。

第２　会議

　　⑴　会議は必要に応じて委員長が召集する。

　　⑵　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

⑶　委員がやむを得ない理由により出席できない場合は、欠席する委員が指名する者をもって充てることができる。

第３　守秘義務

　　　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第４　事務局

　　　審査委員会の事務局は、一関市市長公室プロジェクト推進室とし、事前審査及び庶務を行う。

第５　補則

　　　この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項がある場合は、別に定める。

附則

この要領は、令和４年４月28日から施行する。

別表（第１関係）

委員名簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 役　職 | 氏　名 |
| 委員長 | 一関市副市長 | 石　川　隆　明 |
| 委　員 | 一関市市長公室長 | 鈴　木　　　淳 |
| 委　員 | 一関市総務部長 | 千　葉　敏　紀 |
| 委　員 | 一関市商工労働部長 | 今　野　　　薫 |
| 委　員 | 一関市建設部長 | 渡　辺　敏　彦 |